

富山県長期優良住宅認定手数料

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画等認定申請

(1) 新築に関する長期優良住宅建築等計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	右記のいずれの書面も添付しない場合	確認書 ^{*1} 若しくは住宅性能評価書 ^{*2} 又はこれらの写しを添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	45,000	12,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	110,000	22,000
同 6戸以上 10戸以下	170,000	36,000
11戸以上 30戸以下	340,000	61,000
31戸以上 50戸以下	600,000	97,000
51戸以上 100戸以下	1,000,000	150,000
101戸以上 200戸以下	1,900,000	250,000
201戸以上 300戸以下	2,700,000	320,000
301戸以上	3,300,000	360,000

(2) 増改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	右記の書面を添付しない場合	確認書 ^{*1} 若しくは住宅性能評価書 ^{*2} 又はこれらの写しを添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	68,000	18,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	160,000	33,000
同 6戸以上 10戸以下	250,000	55,000
11戸以上 30戸以下	500,000	91,000
31戸以上 50戸以下	900,000	150,000
51戸以上 100戸以下	1,500,000	220,000
101戸以上 200戸以下	2,900,000	380,000
201戸以上 300戸以下	4,100,000	480,000
301戸以上	5,000,000	550,000

※1 この項において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面をいいます。

※2 この項において「住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書をいいます。

※3 法第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合の手数料は、建築確認申請手数料と同額を上記手数料に加えた額となります。

2 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画等変更認定申請

(1) 新築に関する長期優良住宅建築等計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	右記のいずれの書面も添付しない場合	確認書 ^{※1} 若しくは住宅性能評価書 ^{※2} 又はこれらの写しを添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	26,000	9,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	59,000	17,000
同 6戸以上 10戸以下	96,000	29,000
11戸以上 30戸以下	180,000	46,000
31戸以上 50戸以下	330,000	77,000
51戸以上 100戸以下	570,000	120,000
101戸以上 200戸以下	1,000,000	210,000
201戸以上 300戸以下	1,500,000	260,000
301戸以上	1,800,000	290,000

(2) 増改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）	
	右記の書面を添付しない場合	確認書 ^{※1} 若しくは住宅性能評価書 ^{※2} 又はこれらの写しを添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	38,000	14,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	89,000	26,000
同 6戸以上 10戸以下	140,000	43,000
11戸以上 30戸以下	270,000	69,000
31戸以上 50戸以下	490,000	120,000
51戸以上 100戸以下	850,000	190,000
101戸以上 200戸以下	1,600,000	310,000
201戸以上 300戸以下	2,200,000	390,000
301戸以上	2,700,000	430,000

※1 この項において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面をいいます。

※2 この項において「住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書をいいます。

※3 法第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合の手数は、建築確認申請手数料と同額を上記手数料に加えた額となります。

3 法第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画変更認定申請

一申請あたりの手数料

手数料 (円)
6,000

4 法第10条の規定による地位承継承認申請

一申請一住戸あたりの手数料

手数料 (円)
6,000